

あなたの住民税が 大きく変わります

平成19年度の住民税は、財源を国から地方へ移すために所得税と一体的に実施される「税率の変更」や定率減税の廃止など、大きな改正が行われます。

住民税の改正内容を中心に、関連する所得税の改正なども含めてお知らせします。

☎区民税調整係・区民税第一・第二係
☎3981 - 1742~1743、1747



税制改正のあらましと 税負担への影響

平成19年度から住民税は、税率が変わることにより、ほとんどの場合、増額となります。

ただし、国から地方へ税源が移されることに伴い、所得税の税率も変更され、住民税と所得税を合わせた負担額は変わらないようになっています。

しかし、この税源移譲とは別に、定率減税が廃止されるため、実際の税負担は増えることとなります。

住民税について

特別区民税と都民税

都や区の仕事は、住民の皆さんの日常生活に直接結びついた身近なものばかりです。そのための重要な資金となる地方税は、多くの住民が分担することが望ましい形といえます。

このように負担を広く分かち合うという考えを最もよく表しているのが住民税です。一般に市町村民税(東京都においては「特別区民税」と道府県民税(東京都においては「都民税」)を合わせて、「住民税」といいます。

おもな改正項目

- 税率が変わります
- 改正後の税負担の増加を調整するための控除(調整控除)が新たに設けられます
- 特定の所得に対する特殊な税額の計算がなくなります
- 定率減税が廃止になります
- 老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置があります(2年目)

国から地方へ税源が移されます

地方公共団体が地域の実情に合わせて、より身近な行政サービスを行えるように、「所得税(国税)」から「住民税(地方税)」へおよそ3兆円の税源が移されます。これがいわゆる「税源移譲」です。この税源移譲に伴って税率の変更や調整控除の新設などが行われます。

住民税の種類

- 個人の住民税と法人の住民税
住民税には、個人に課税される住民税と、法人に課税される住民税があります。東京都では、個人の住民税を区で、法人の住民税を都で扱っています。
- 1月1日が基準日です
住民税は、課税年度と同じ年の1月1日に住んでいた区(市町村)で課税されます。平成19年度の住民税は、平成19年1月1日現在の住所で課税する区(市町村)が決まります。

所得税との違い

- 広く課税されます
住民税は生活に身近な仕事の費用を、各人の負担能力に応じて分担し合うという考え方を基本としています。このため、所得税と比べて、納める人の範囲は広く定められています。
- 区(市町村)が計算します
所得税は、基本的に個人や法人がみずから税金を計算して納めるしくみになっているのに対して、住民税は区(市町村)が税金を計算して個人や法人に通知し、税金を徴収するしくみになっています。
- 課税される時期が違います
所得税は所得のあったその年に課税されるのに対して、住民税は一部の例外的なものを除いて、「所得のあった翌年」に課税されます。
つまり平成19年度の住民税は、平成18年中の所得をもとに計算されることとなります。



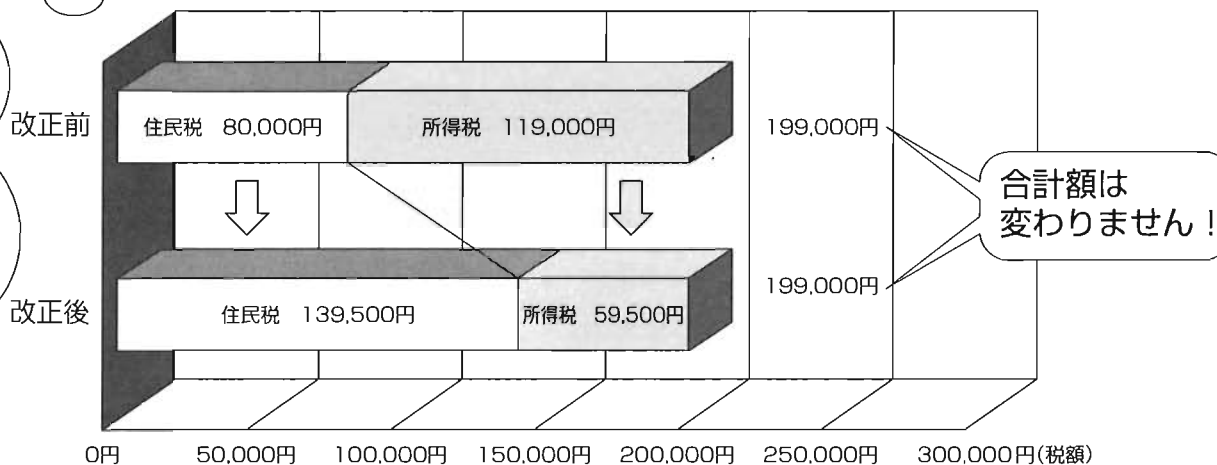
税源移譲による 税負担の変化

税源移譲の前後で、実際に住民税と所得税の負担額がどのように変わるかをイメージで表すと、下の図のようになります。

※控除の内容などにより、実際の税額とは異なりますので、注意してください。実際の住民税には、所得金額での課税額のほかに均等割(4,000円)が課税されます。定率減税の影響は、考慮していません。

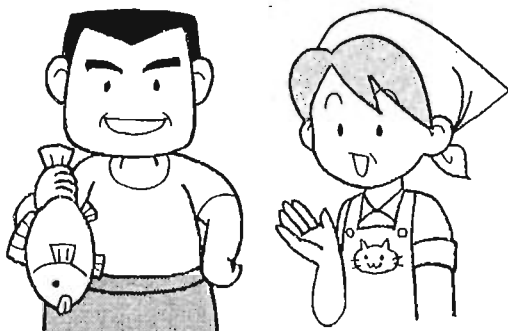
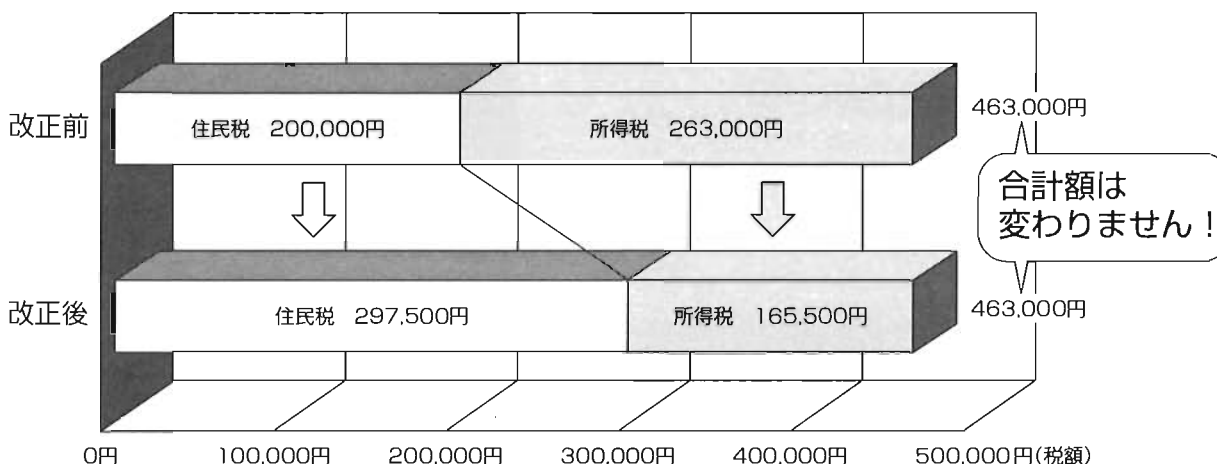
税源移譲（住民税と所得税の割合変更）による負担変化のイメージ

給与収入500万円の場合の負担割合



このように、住民税と所得税を合わせた負担額は変わらないように調整されていますが、今回お送りする住民税の「納税通知書」だけを見ると、負担額が増えているので、驚かれる方も多いと思います。

給与収入700万円の場合の負担割合



定率減税が廃止になります

平成11年度から景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえ廃止されます。

◆廃止に伴う経過措置も終了します

平成18年度は、2万円を限度に税額の7.5%相当額が減額されていましたが、平成19年度からは減額措置は行いません。

※平成19年から所得税の定率減税の経過措置も廃止になっています(平成18年は、12万5000円を限度に10%相当額の減額)。

定率減税の廃止

住民税

適用年度	定率減税の内容など
平成17年度	所得割額の15%を減額(上限額4万円)
平成18年度	所得割額の7.5%を減額(上限額2万円)
平成19年度	減額なし(廃止)

所得税

適用年	定率減税の内容など
平成17年	税額の20%を減額(上限額25万円)
平成18年	税額の10%を減額(上限額12万5千円)
平成19年	減額なし(廃止)

住民税の老年者非課税措置の 廃止に伴う経過措置が とられています

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方には老年者非課税措置の制度がありました。平成18年度課税分から、年齢に関わらず公

平に負担を分かち合うという考えから、この非課税措置が廃止されました。

ただし、急激な税負担の増を緩和するため、下記の経過措置がとられています。

老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置

	所得割額	均等割額
平成17年度	非課税	非課税
平成18年度	税額の3分の2を控除	1,300円(特別区民税1,000円、都民税300円)
平成19年度	税額の3分の1を控除	2,600円(特別区民税2,000円、都民税600円)
平成20年度	全額課税	4,000円(特別区民税3,000円、都民税1,000円)

◆配当割、株式等譲渡所得割に関する還付金の取り扱いが変更になります

配当割、株式等譲渡所得割について還付する(住民税をお返しする)金額がある場合に、これまでは還付する一方で、均等割を別途課税するという取り扱いがされていましたが、平成19年度からは均等割に充てることとなります。

住民税が変わります

— おもな変更点 —



税源移譲

税率が変わります

住民税には、所得金額に応じて課税される「所得割」と、一定額以上の所得がある方に一律に課税される「均等割」があります。このうち所得割に適用される税率が、平成18年度までは所得額に応じて3段階でしたが、平成19年度からは一律10%(特別区民税6%、都民税4%)に変わります(表1参照)。

住民税と所得税とでは、所得控除額の関係で課税所得金額に差が出るため、一律に比較することはできませんが、変更の前後でおおむね表2のような税率の割合になります。

表1 税率の改正

住民税(所得割)税率の変更

課税所得金額	平成18年度までの税率	平成19年度からの税率
200万円以下	5% (区3%、都2%)	課税所得金額に関わらず 10% (区6%、都4%)
200万円超 700万円以下	10% (区8%、都2%)	
700万円超	13% (区10%、都3%)	

(参考) 所得税税率の変更

課税所得金額	平成18年分まで	課税所得金額	平成19年分から
330万円以下	10%	195万円以下	5%
330万円超 900万円以下	20%	195万円超 330万円以下	10%
900万円超 1,800万円以下	30%	330万円超 695万円以下	20%
1,800万円超	37%	695万円超 900万円以下	23%
		900万円超 1,800万円以下	33%
		1,800万円超	40%

表2 住民税と所得税の税率変更のイメージ

課税所得金額	変更前			変更後		
	住民税	所得税	税率の合計	住民税	所得税	税率の合計
~195万円	5%	10%	15%	10%	5%	15%
~200万円			20%		10%	20%
~330万円	10%	20%	30%		20%	30%
~695万円			33%		23%	33%
~700万円	13%	30%	43%		33%	43%
~900万円			50%		40%	50%
~1,800万円	37%	37%	50%	40%	50%	
1,800万円超			50%	40%	50%	

「調整控除」が 新設されます

税源移譲では、改正の前後の課税対象所得が変わらなければ、住民税と所得税を合わせた税の負担額は基本的に変わらないように税率が設定されています。

一方、配偶者控除、扶養控除などの人的な控除には、住民税と所得税とでは控除額に差があります(表3参照)。

税率の変更によって、この差を原因とする税の負担額の増加を防ぐために「調整控除」が新しく設けられます。

表3 住民税と所得税との人的控除の差額(単位:万円)

人的控除の種類	配偶者控除		配偶者特別控除		扶養控除				障害者控除			寡婦控除		寡夫控除	勤労学生控除	基礎控除
	一般	老人	配偶者の所得 38万円超 40万円未満	配偶者の所得 40万円以上 45万円未満	一般	特定	老人	同居 老親	普通	特別	障害者 加算 同居 特別	普通	特別			
住民税 ^①	33	38	33	33	33	45	38	45	26	30	23	26	30	26	26	33
所得税 ^②	38	48	38	36	38	63	48	58	27	40	35	27	35	27	27	38
控除の差額 ③-①	5	10	5	3	5	18	10	13	1	10	12	1	5	1	1	5

調整控除の計算方法

● 合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①、②のいずれか少ない金額の5%が調整控除の金額になります。

① 人的控除額の差(表3 太ワク内)の合計額

② 合計課税所得金額

● 合計課税所得金額が200万円を超える場合

「人的控除額の差(表3 太ワク内)の合計額-(合計課税所得金額-200万円)」で計算した額の5%が調整控除の金額になります(控除金額が2,500円未満の場合は、2,500円)。*調整控除の計算に用いる合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額および課税退職所得金額の合計額で、分離長期譲渡所得などは含みません。

税源移譲に伴う その他の改正

◆ 退職所得・山林所得にかかる住民税

退職所得と山林所得に対しては、これまで特殊な計算方法により税額を計算していましたが、この改正により10%(特別区民税6%、都民税4%)の

税率が適用されることになります。

*退職所得に対する税額計算方法の改正は、平成19年1月1日以降に支給されたものについて適用されています。

◆ 変動所得・臨時所得にかかる住民税

変動が非常に大きな所得(変動所得)や、数年分に見合う所得が特定の時期に一括して入る所得(臨時所得)について、これまでは税率を平均化して計算する「平均課税」が適用されていましたが、税率の一律化(10%)により、この「平均課税」が廃止になります(所得税での「平均課税」の適用は存続します)。

◆ 土地・株式などの譲渡所得にかかる住民税

土地や株式などの譲渡にかかわる所得などは、営業所得、不動産所得や給与所得といった経常的な所得とは分けて、それぞれ定められた税率が適用されます(分離課税)。この分離課税の特別区民税と都民税の税率の割合が、すべて3対2の割合になります。ただし、合計の税率は平成18年度と変わりません。

納税通知書をお送りします

6月6日に平成19年度特別区民税・都民税(住民税)の納税通知書と納付書(口座振替の方は除きます)を送ります。内容の確認と、期限までの納付に協力をお願いします。

※納税通知書は、住民税が非課税の方には送られませんので、注意してください。
※今回お送りする納税通知書などは、誤封入を防止する目的で、機械による封入を行なっています。このため、ホチキスどめなどの製本をしていませんので、紛失などにも注意してください。

なお、住民税を給与から差し引かれる方には、5月に会社などの給与支払者あてに「税額決定通知書」をお送りしました。平成19年度の住民税は、6月分の給与からの差し引きが最初になります。

◆郵便局・銀行などの金融機関、区役所税務課窓口、区民事務所で納付できます
●複数期分を一括で納めていただくこともできます。

納付書をお持ちになれば、第1期分と第2期分というように、複数納期の納付ができます。納期限は次のとおりです。

平成19年度 特別区民税・都民税普通徴収納期限	
期	納期限
第1期	7月2日
第2期	8月31日
第3期	10月31日
第4期	平成20年1月31日

住民税 口座振替のご案内

問税務課整理第二係 ☎3981-0294



◎簡単!安心!
住民税の納付は、
口座振替が便利です

◆申込み…

納税通知書に同封されている、口座振替依頼書を返信用封筒で郵送してください。7月13日(必着)までの受付で、平成19年度第2期分から口座振替を始めることができます。また、税務課窓口、振替を希望する金融機関の窓口でも申込みできます。(その際には、同封の口座振替依頼書と金融機関の使用印を持参してください。)7月13日以降の受付分については第3期以降の開始となります。

◆口座振替にすると、こんなに便利!

- 銀行や郵便局に行く手間が省けます。
- 納め忘れがありません。
- 現金を持ち歩かないので安心です。
- 引き落とし手数料はかかりません。

国民健康保険に関するお知らせ

問国保年金課国保資格賦課係

☎3981-1929

国民健康保険料について
平成19年度国民健康保険料の算定に
ともなう激変緩和措置がとられます

個人住民税の改正により、保険料に大きな影響がでる場合があります。表1・表2の条件に該当する場合は、住民税所得割額から一定額を控除して保険料を計算します。保険料の計算方法は、下記のとおりです。

国民健康保険料の激変緩和措置

表1 昭和15年1月1日までに生まれた方

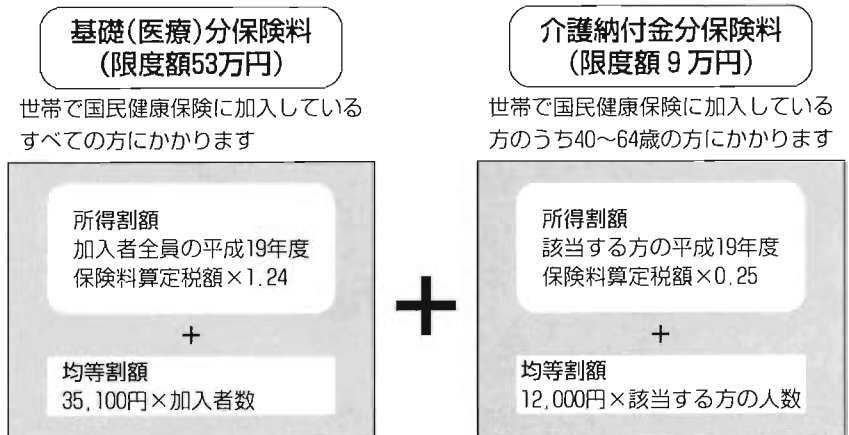
地方税法上の経過措置対象者(前年の合計所得金額が125万円以下の方)は除きます。

$\text{保険料算定税額} = \text{住民税均等割額} + \left(\text{住民税所得割額} - \begin{matrix} \text{適用事由} & \text{最大控除額} \end{matrix} \right)$	適用事由 老年者控除廃止に係る措置	最大控除額※1 16,000円 ※2
	公的年金等控除縮減に係る措置	7,000円 ※3
	※1 住民税所得割額を限度とします。 ※2 合計所得金額が1,000万円を超える方は対象外です。 ※3 年金にかかる所得が20万円未満の場合は、公的年金等所得の3.5%を限度とします。	

表2 課税総所得金額が700万円以下の方

$\text{保険料算定税額} = \text{住民税均等割額} + \left(\text{住民税所得割額} - \begin{matrix} \text{課税総所得金額} \times 2.5\% \\ \text{(最大控除額 50,000円} \end{matrix} \right)$	※4 住民税所得割額を限度とします。
--	--------------------

国民健康保険料の計算方法



あなたの世帯の年間国民健康保険料
(限度額62万円)

保険料算定税額は、住民税額の場合と、住民税額から激変緩和措置分を引いた金額になる場合があります。

6月18日に
平成19年度国民健康保険料
納入通知書を送付します

年間保険料の納入通知書を6月18日に発送します。お支払は6月期から翌年3月期までの年10回になります。

●平成19年1月2日以降にほかの市区町村から転入された方
均等割額のみで計算した保険料で通知します。区では前住所地に平成19年度の住民税額を照会し、住民税額が分かり次第、再計算して保険料の変更通知書を送付します。

●住民税額未決定の方
均等割額のみで計算した保険料で通知します。住民税額が確定した時点で、保険料を変更し、改めて通知します。
※保険料決定前に社会保険などに加入、他の市区町村に転出、死亡などの理由で変更があった場合は、資格がなくなった月の前月分までの保険料を通知します。

10月から国民健康保険証が
新しくなります

10月から利用できる保険証は、9月3日時点で住民登録をしている住所の世帯主あてに、9月下旬に「配達記録郵便」で送ります。

◆新しい保険証の色
一般被保険者証/サーモン
退職被保険者証/若草

新しい保険証が必ず届くように、引越をした方は忘れずに住民登録の届出をしてください。
また、「郵便受け」には必ず名前の表示をお願いします。住所の移動や氏名の

変更があったときには、住民登録の届出とは別に、郵便局にも変更の届出をしてください。
なお、引き続き㊟・㊿証を利用している方で、更新の手続きを済ませた方には、家族とは別に㊟・㊿証を世帯主あてに配達記録郵便で送付します。
更新がまだ済んでなく、10月以降も引き続き㊟・㊿証を希望する場合は、改めて手続きをしてください。